

2022年11月14日

株 主 各 位

松山市南堀端町1番地
株式会社伊予銀行
取締役頭取 三好賢治

第120期中間配当に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2022年11月11日開催の当行取締役会において決議いたしました第120期（2022年4月1日から2022年9月30日まで）中間配当の支払いについて、下記のとおりお知らせいたします。

なお、2022年10月3日付で当行の完全親会社となった株式会社いよぎんホールディングスよりご案内申しあげた「株式移転に伴う割当株式数のご通知」のとおり、当行の普通株式1株につき1株の割合をもって、株式会社いよぎんホールディングスの普通株式を割当交付いたしました。

また、株式移転に伴う割当株式数は、お取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録されました。

敬 具

記

2022年9月30日最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 中 間 配 当 | 1株につき金8円 |
| 2. 効力発生日（支払開始日） | 2022年12月9日（金曜日） |

以 上